

改正案	現行
<p>1 附則 (略)</p> <p>2 この法律は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成二十六年年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>1 附則 (略)</p> <p>2 この法律は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成二十一年年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 (略)</p>